

# 「温泉文化・体感フェア in 東京タワー 2011」 出展・協賛申込契約書

開催日：2011年10月30日(日) 場所：東京タワー広場

当社は「出展規定」を遵守することを約束し、下記の通り出展・協賛を申し込みます。

<input type="checkbox"/> 出展		<input type="checkbox"/> 協賛	
企業名 団体名	(フリガナ)		
代表者	役職名：	(フリガナ) 氏名：	印
本社所在地	〒 -	TEL：	FAX：
担当者 連絡先住所	※上記と異なる場合ご記入下さい		
担当者	所属部署：	(フリガナ) 氏名：	役職：
E-mail (連絡用)			

各項目にご記入下さい。2011年8月31日(水)までお申込下さい。

## 出展・協賛カテゴリー

あてはまる項目にレ点をお願いします。

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 観光協会・物産協会・地域振興関連団体  | <input type="checkbox"/> J A・漁業組合・生産従事者団体 |
| <input type="checkbox"/> 温泉事業関連企業「飲料・食品・その他」 | <input type="checkbox"/> 統合医療関連企業         |
| <input type="checkbox"/> 入浴文化関連企業            | <input type="checkbox"/> その他              |

## テントブース出展料金

1 小間 / 157,500 円(消費税込) ×  小間 =  円

出展予定商品・製品 (必ずご記入下さい)	備考 (ご希望など)
----------------------	------------

## 協賛 口数料金

1 口 / 31,500 円(消費税込) ×  口 =  円

## お支払いについて

〈出展料金・協賛料金のお支払い振込先〉  
 りそな銀行 秋葉原支店  
 口座：(普通) 1898696  
 名義：日本源泉かけ流し温泉協会

## キャンセル料金について

〈出展料金を基本とします〉  
 ■2011年9月20日～10月7日 50%  
 ■2011年10月8日以降 100%

## 出展・協賛申込書 送付先

日本源泉かけ流し温泉協会 事務局  
 〒101-0023 東京都千代田区神田松永町 19-2 (財)日本余暇文化振興会内 TEL 03-5295-2033 FAX 03-5295-2046

## 〈出展規定〉

---

### (1) 出展物

- ①出展物は、イベントの開催目的の主旨に沿った品目とします。
- ②事務局は、正常な運営に支障を生ずる恐れがあると認められるケースについては、出展等を制限することがあります。
- ③次に該当するものは出展を禁止します。引火性・爆発性、あとは放射能危険物・劇薬物。麻薬・工業所有権を侵害する商品、裸火（消防許可は除く）。

### (2) 出展物の保護

- ①出展物保護については、出展社各自が行って下さい。また天災、その他の不可抗力の原因により派生した事故（盗難・紛失・火災・損傷等）については事務局はその損害の責任を負いません。
- ②出展社は出展物の輸送・及び展示期間中の保護については、必要に応じて保険をかけるなどの適当な対策を取って下さい。

### (3) 事故防止及び責任

- ①出展社は、出展に関わる行為によって生ずる事故・損傷等が派生した場合は理由の如何に関わらず、当該出展社の責任となります。その場合、事務局は処置を命じ、作業を制限または中止を求める場合もあります。

### (4) 出展関係社の義務

- ①期間中、小間内に必ず常駐者を待機させ、来場者との対応、出展物の保護に当たることを義務付けます。また、出展社用ネームタグを用意しますので常時着用して下さい。

### (5) 搬入・搬出

- ①展示物の会場への搬入期間・搬出期間などは、後日発行する出展マニュアルに沿って行って下さい。
- ②出展マニュアルに反する小間は主催者の権限において変更・撤去ができます。その際の費用は出展社の負担とします。また期日内に撤去されない物品は、主催者が処分し、その費用は出展社の負担となります。

### (6) 印刷物

- ①主催者は、パンフレット等の発行については占有権をもちます。作成については十分留意しますが万一掲載に誤りや脱落等があった場合はご容赦願います。

### (7) 補償&保険

出展社は各自の責任において出展に伴う全ての問題・リスクに対し自らの責任において対処しなければならない。出展社およびその代理人が他社の小間、主催者の設備、イベント会場の設備、または来場者を含む全ての人身等、第3者に損害及び危害を与えた場合は、その補償は全て出展社の責任となり主催者は一切の責任を負いません。また全ての変更事項、中止等主催者の判断による全ての変更事項に起因する出展社への影響及び派生する費用につきましては、主催者は一切の責任を負いません。出展社各自の責任において対処されるものとします。

主催者は、イベント会場の内外を問わず、展示品の障害・消失・盗難などに関する責任は負いません。出展社は会場への物品搬入開始から撤去終了までの間、必要と思われるものについては、自社の責任において損害保険に加入して下さい。主催者は保険に加入していません。出展社は、開催に先立ち、第3者に与える可能性のある全ての危害・損害に対し、各自保険に加入する義務を負います。主催者側は保険費用の負担はしません。

### (8) その他

- ①出展社は後日発行される出展マニュアルを熟読し、規則等を遵守して下さい。
  - ②天災地変等のやむを得ない理由で開催できない場合は、出展申込を取り消す場合もあります。またその他の事情の場合でも主催者が適当でないと判断した場合はその権限において出展申込を取り消すことができます。これらの場合、既に払い込まれた出展料につきましては、必要経費を差引き余剰金があった場合は、出展社へ返却します。
  - ③主催者と出展社、来場者、関係者との間で解決できない事項が発生したときは、主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。
  - ④出展社が規定に違反した場合は出展をお断りするケースがあります。その場合出展社の自己負担により小間を撤去する事となり、既に払い込まれた出展料等は返却されません。
  - ⑤主催者はイベントの円滑な管理をするために本規約以外にも補足的な規定を制定することがあります。
-